

平成15年4月14日
文 部 科 学 省

大学共同利用機関の法人化に伴うPFIの取扱いについて

大学共同利用機関の法人化については、国立大学法人法が本国会で成立した場合は、平成16年4月1日から大学共同利用機関法人に移行することとなる。この場合、国とPFI事業者が締結した事業契約に係る債権債務は、大学共同利用機関法人に承継されることとなり、事業契約は契約変更により大学共同利用機関法人とPFI事業者との契約となる。それに伴い、国の国庫債務負担行為は消滅することとなるが、その際債務を承継した大学共同利用機関法人のPFIについて、文部科学省は下記の措置を講じることとする。

(文部科学省の措置)

1. 本事業は、平成13年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画を踏まえて平成13年4月18日に策定された「国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づく事業であり、文部科学省は、我が国の科学技術政策上、本事業の確実な履行が必要不可欠であると考えており、大学共同利用機関が法人化された際にも、かかる政策上の観点から、大学共同利用機関法人がPFI事業契約上の義務を事業期間に亘り履行できるよう下記2.の手続きを通じて所要の措置を講じるものとする。
2. 大学共同利用機関が法人化された際に、文部科学省は、国立大学法人法第三十条に基づき主務大臣として定める中期目標において本事業の履行を大学共同利用機関法人に対して指示するとともに、中期目標を踏まえて大学共同利用機関法人が作成する同法三十一条に規定する中期計画において、PFI事業契約上の義務が履行されるように計画せしめ、平成11年4月の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」の「財源措置の考え方」及び「予算措置の手法」を踏まえ、所要の措置を行うものとする。
当該中期計画の期限が到来する際にも、文部科学省は大学共同利用機関法人がPFI事業契約上の義務を継続的に履行できるように、上記と同様の措置を講じるものとする。

【参考】

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）（抄）

財源措置の考え方

- ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。
- イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

予算措置の手法

- ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。
- イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当する。

国立大学法人法（案）（抄）

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

（略）

(中期計画)

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

(略)

附 則

(略)

(権利義務の承継等)

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（中略）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

(略)